

10年保存
機密性 2
平成27年10月30日から 平成36年10月29日まで

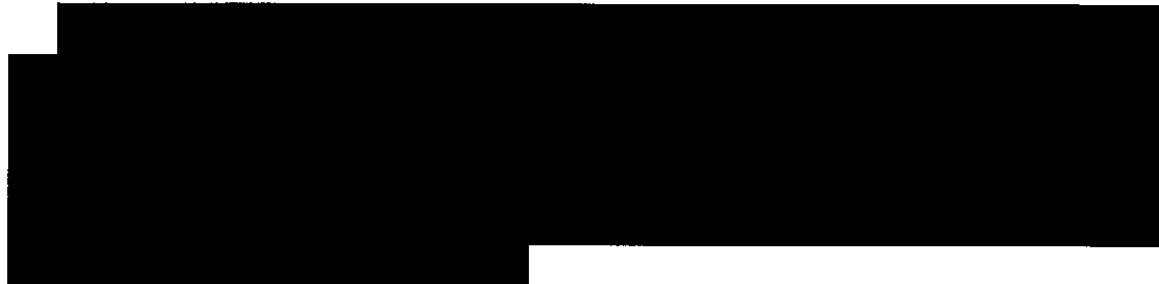
基監発 1030 第2号
平成27年10月30日

都道府県労働局労働基準部監督課長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長
(契 印 省 略)

「労働基準関係情報メール窓口の本格的な運用に当たり留意すべき
事項について」の一部改正について

標記については、平成23年12月28日付け基監発1228第2号「労働基準関係情報メール窓口の本格的な運用に当たり留意すべき事項について」(以下「本内かん」という。)により指示したところである。



そのため、本内かんを別紙の左欄のとおり改正し、平成27年11月5日より適用することとしたので、受信したメールの取扱いについて、本内かん記1に基づき、適切な運用に遺憾なきを期されたい。

平成23年12月28日基監発1228第2号「労働基準関係情報メール窓口の本格的な運用に当たり留意すべき事項について」の改正に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>1 情報メールの処理要領</p> <p>労働者等の情報提供者から当該メール窓口寄せられたメール（以下「情報メール」という。）の具体的な処理は以下により行うこと（別添1「労働基準関係情報メールの処理の流れ」参照。）。</p> <p>(1) 情報提供者から管轄局への情報提供</p> <p>厚生労働省ホームページ上の「労働基準関係情報メール窓口」の画面において、情報提供者が入力フォームに労働基準関係法令違反事業場に関する情報等の必要事項を入力し、内容を確認の上送信すると、入力された情報がメールにより「勤務している事業場の住所」を管轄する都道府県労働局（以下「管轄局」という。）労働基準部監督課 [] に送信される。 []</p> <p>なお、情報メールについては、管轄局に送信されると同時に、同じ内容のメールが本省労働基準局監督課の専用メールアドレス（以下「本省アドレス」という。）にも送信される。</p> <p>(2) 管轄局から管轄署への情報提供</p> <p>情報メールを受信した管轄局は、「勤務している事業場の住所」を管轄する労働基準監督署（以下「管轄署」という。）に、当該情報メールについて情報提供を行うこと。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 管轄外の「勤務している事業場の住所」に係る情報メールの転送</p> <p>管轄外の「勤務している事業場の住所」に係る情報メールを受信した局は、「勤務している事業場の住所」の管轄局 [] に当該情報メールを転送すること。情報メールを転送された管轄局は上記(2)及び(3)の処理を行うこと。</p> <p>(5) (略)</p> <p><u>削除</u></p> <p>2 情報メール管理者の選任について</p> <p>局監督課においては、情報メールの処理及び [] メールボックスの管理を行う者（以下「情報メール管理者」という。）を選任すること。情報メール管理者は別途通知する [] に係るユーザID、パスワードを適切に管理するとともに、メールボックスを1日1回程度、定期的を確認し、上記1の(2)及び(4)の処理を行うこと。</p>	<p>1 情報メールの処理要領</p> <p>労働者等の情報提供者から当該メール窓口寄せられたメール（以下「情報メール」という。）の具体的な処理は以下により行うこと（別添1「労働基準関係情報メールの処理の流れ」参照。）。</p> <p>(1) 情報提供者から管轄局への情報提供</p> <p>厚生労働省ホームページ上の「労働基準関係情報メール窓口」の画面において、情報提供者が入力フォームに労働基準関係法令違反事業場に関する情報等の必要事項を入力し、内容を確認の上送信すると、入力された情報がメールにより「会社（支店・工場等）所在地」を管轄する都道府県労働局（以下「管轄局」という。）労働基準部監督課 [] に送信される。 []</p> <p>なお、情報メールについては、管轄局に送信されると同時に、同じ内容のメールが本省労働基準局監督課の専用メールアドレス（以下「本省アドレス」という。）にも送信される。</p> <p>(2) 管轄局から管轄署への情報提供</p> <p>情報メールを受信した管轄局は、「会社（支店・工場等）所在地」を管轄する労働基準監督署（以下「管轄署」という。）に、当該情報メールについて情報提供を行うこと。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 管轄外の「会社（支店・工場等）所在地」に係る情報メールの転送</p> <p>管轄外の「会社（支店・工場等）所在地」に係る情報メールを受信した局は、「会社（支店・工場等）所在地」の管轄局 [] に当該情報メールを転送すること。情報メールを転送された管轄局は上記(2)及び(3)の処理を行うこと。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 統計処理</p> <p>本省においては、毎月1日から翌日までに送信された情報メールの件数等を別紙「労働基準関係情報メール窓口集計表」により取りまとめ、翌月15日までに都道府県労働局労働基準部監督課にメールで情報提供する。</p> <p>2 情報メール管理者の選任について</p> <p>局監督課においては、情報メールの処理及び [] のメールボックスの管理を行う者（以下「情報メール管理者」という。）を選任すること。情報メール管理者は別途通知する [] に係るユーザID、パスワードを適切に管理するとともに、メールボックスを1日1回程度、定期的を確認し、上記1の(2)及び(4)の処理を行うこと。</p>

3 公益通報が行われた場合の処理について

メール窓口画面において公益通報は受け付けていない旨記載しているが、情報提供者が「情報提供内容」欄に、氏名及び連絡先を記載しているものについては、公益通報に該当する可能性があること。公益通報に該当する場合の処理方法については、平成18年2月15日付け事務連絡「労働基準監督機関に対し公益通報者保護法に基づく通報が行われた場合の当面の処理方法について」等において指示されたところに従い、処理すること。

なお、公益通報に該当すると考えられるが、連絡先として情報提供者のメールアドレスのみの記載しかない情報メールについては、本省アドレスに転送すること。本省労働基準局監督課においては、情報提供者に対し、メールアドレス以外の電話番号等の連絡先を照会するメールを送付し、当該連絡先を把握した際には、管轄局 [] に返信することとしている。

別添1 (略)

別添2

都道府県労働局	[]	電話番号
北海道労働局労働基準部監督課	[]	011-709-2311
青森労働局労働基準部監督課	[]	017-734-4112
岩手労働局労働基準部監督課	[]	019-604-3006
宮城労働局労働基準部監督課	[]	022-299-8838
秋田労働局労働基準部監督課	[]	018-862-6682
山形労働局労働基準部監督課	[]	023-624-8222
福島労働局労働基準部監督課	[]	024-536-4602
茨城労働局労働基準部監督課	[]	029-224-6214
栃木労働局労働基準部監督課	[]	028-634-9115
群馬労働局労働基準部監督課	[]	027-896-4732
埼玉労働局労働基準部監督課	[]	048-600-6204
千葉労働局労働基準部監督課	[]	043-221-2304
東京労働局労働基準部監督課	[]	03-3512-1612
神奈川労働局労働基準部監督課	[]	045-211-7351
新潟労働局労働基準部監督課	[]	025-234-5922
富山労働局労働基準部監督課	[]	076-432-2730
石川労働局労働基準部監督課	[]	076-265-4423
福井労働局労働基準部監督課	[]	0776-22-2652

3 公益通報が行われた場合の処理について

メール窓口画面において公益通報は受け付けていない旨記載しているが、情報提供者が「情報提供内容」欄に、氏名及び連絡先を記載しているものについては、公益通報に該当する可能性があること。公益通報に該当する場合の処理方法については、平成18年2月15日付け事務連絡「労働基準監督機関に対し公益通報者保護法に基づく通報が行われた場合の当面の処理方法について」等において指示されたところに従い、処理すること。

なお、公益通報に該当すると考えられるが、連絡先として情報提供者のメールアドレスのみの記載しかない情報メールについては、本省アドレスに転送すること。本省労働基準局監督課においては、情報提供者に対し、メールアドレス以外の電話番号等の連絡先を照会するメールを送付し、当該連絡先を把握した際には、管轄局 [] に返信することとしている。

別添1 (略)

別添2

都道府県労働局	[]	電話番号
北海道労働局労働基準部監督課	[]	011-709-2311
青森労働局労働基準部監督課	[]	017-734-4112
岩手労働局労働基準部監督課	[]	019-604-3006
宮城労働局労働基準部監督課	[]	022-299-8838
秋田労働局労働基準部監督課	[]	018-862-6682
山形労働局労働基準部監督課	[]	023-624-8222
福島労働局労働基準部監督課	[]	024-536-4602
茨城労働局労働基準部監督課	[]	029-224-6214
栃木労働局労働基準部監督課	[]	028-634-9115
群馬労働局労働基準部監督課	[]	027-210-5003
埼玉労働局労働基準部監督課	[]	048-600-6204
千葉労働局労働基準部監督課	[]	043-221-2304
東京労働局労働基準部監督課	[]	03-3512-1612
神奈川労働局労働基準部監督課	[]	045-211-7351
新潟労働局労働基準部監督課	[]	025-234-5922
富山労働局労働基準部監督課	[]	076-432-2730
石川労働局労働基準部監督課	[]	076-265-4423
福井労働局労働基準部監督課	[]	0776-22-2652

山梨労働局労働基準部監督課	055-225-2853
長野労働局労働基準部監督課	026-223-0553
岐阜労働局労働基準部監督課	058-245-8102
静岡労働局労働基準部監督課	054-254-6352
愛知労働局労働基準部監督課	052-972-0253
三重労働局労働基準部監督課	059-226-2106
滋賀労働局労働基準部監督課	077-522-6649
京都労働局労働基準部監督課	075-241-3214
大阪労働局労働基準部監督課	06-6949-6490
兵庫労働局労働基準部監督課	078-367-9151
奈良労働局労働基準部監督課	0742-32-0204
和歌山労働局労働基準部監督課	073-488-1150
鳥取労働局労働基準部監督課	0857-29-1703
島根労働局労働基準部監督課	0852-31-1156
岡山労働局労働基準部監督課	086-225-2015
広島労働局労働基準部監督課	082-221-9242
山口労働局労働基準部監督課	083-995-0370
徳島労働局労働基準部監督課	088-852-9163
香川労働局労働基準部監督課	087-811-8918
愛媛労働局労働基準部監督課	089-935-5203
高知労働局労働基準部監督課	088-885-6022
福岡労働局労働基準部監督課	092-411-4882
佐賀労働局労働基準部監督課	0952-32-7169
長崎労働局労働基準部監督課	095-801-0030
熊本労働局労働基準部監督課	096-355-3181
大分労働局労働基準部監督課	097-536-3212
宮崎労働局労働基準部監督課	0985-38-8834
鹿児島労働局労働基準部監督課	099-223-8277
沖縄労働局労働基準部監督課	098-868-4303
本省監督課	03-5253-1111(内5424)

山梨労働局労働基準部監督課	055-225-2853
長野労働局労働基準部監督課	026-223-0553
岐阜労働局労働基準部監督課	058-245-8102
静岡労働局労働基準部監督課	054-254-6352
愛知労働局労働基準部監督課	052-972-0253
三重労働局労働基準部監督課	059-226-2106
滋賀労働局労働基準部監督課	077-522-6649
京都労働局労働基準部監督課	075-241-3214
大阪労働局労働基準部監督課	06-6949-6490
兵庫労働局労働基準部監督課	078-367-9151
奈良労働局労働基準部監督課	0742-32-0204
和歌山労働局労働基準部監督課	073-488-1150
鳥取労働局労働基準部監督課	0857-29-1703
島根労働局労働基準部監督課	0852-31-1156
岡山労働局労働基準部監督課	086-225-2015
広島労働局労働基準部監督課	082-221-9242
山口労働局労働基準部監督課	083-995-0370
徳島労働局労働基準部監督課	088-852-9163
香川労働局労働基準部監督課	087-811-8918
愛媛労働局労働基準部監督課	089-935-5203
高知労働局労働基準部監督課	088-885-6022
福岡労働局労働基準部監督課	092-411-4882
佐賀労働局労働基準部監督課	0952-32-7169
長崎労働局労働基準部監督課	095-801-0030
熊本労働局労働基準部監督課	096-355-3181
大分労働局労働基準部監督課	097-536-3212
宮崎労働局労働基準部監督課	0985-38-8834
鹿児島労働局労働基準部監督課	099-223-8277
沖縄労働局労働基準部監督課	098-868-4303
本省監督課	03-5253-1111(内5423)